

# 江差町事業活動継続緊急支援金給付要綱

令和4年9月22日

江差町告示第50号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による減収に加え、原油価格や原材料・資材等の物価の高騰の影響を受けている町内に事業所又は店舗を構える法人（資本金の額又は出資の総額が10億円未満（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあつては、常時使用する従業員の数が2,000人以下）である中小法人等をいう。以下同じ。）及び個人事業主に対して、事業継続の負担の軽減を目的として実施する江差町事業活動継続緊急支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (支援金の給付対象者)

第2条 支援金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

- (1) 北海道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金の給付決定を受けた者
  - (2) 事業を行うための事業所又は店舗を江差町内に設置している者
  - (3) 第4条の規定による支援金の申請日時点において江差町内で事業を営んでおり、かつ、支援金の受給後、引き続き1年以上、江差町内で当該事業を継続することを誓約する者
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰等対応分）を活用した江差町他制度での支援対象となる者は給付対象者から除くものとする。

## (支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次の表に定める額とする。

種別	支援金の額（1事業者あたり）
法人	5万円
個人事業主	3万円

- 2 支援金の給付は、1事業者につき1回限りとする。
- 3 支援金は、予算の範囲内で給付する。

## (支援金の給付申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江差町事業活動継続緊急支援金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

- (1) 北海道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金の支給決定を受けたこと及びその

支給額が分かる給付決定通知書の写し

(2) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年10月6日から同年12月23日までに行うものとする。

(給付の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の給付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により支援金を給付することを決定し、及びその額を確定したときは、江差町事業活動継続緊急支援金給付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに支払うものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援金を給付しないことを決定したときは、江差町事業活動継続緊急支援金給付不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

(決定の取消し)

第6条 町長は、前項第1項の規定により支援金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の給付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他の不正手段により支援金の給付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 町長は、給付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該給付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 町長は、第1項の規定により支援金の給付決定を取り消した場合は、書面により、給付決定者に通知するものとする。

(返還)

第7条 町長は、前条の取消しを行った場合において、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還を命ずる場合は、書面により、給付決定者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

江差町事業活動継続緊急支援金給付申請書

（宛先）江差町長

	法人	(所在地) 〒 (名称) (代表者 職・氏名)	印
	個人 事業主	(自宅住所) 〒 (氏名)	印

江差町事業活動継続緊急支援金の給付を受けたいので、江差町事業活動継続緊急支援金給付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

【以下「江差町処理欄」以外は、全て記入してください。】

①	事業所（店舗）名 ・ 所在地	事業所（店舗）名： 所在地：江差町	②業種 (経営している 全業種を記入)	
③	支援金申請額 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 法人5万円 <input type="checkbox"/> 個人事業主3万円		
④	担当者・連絡先	【担当者氏名】	【電話番号】	
⑤	振込先 普通 ・ 当座	銀行・組合・金庫		店
		口座番号	口座名義 人	(カナ) ----- (漢字)

※ 添付必須書類（添付書類を確認の上、□に✓を御記入願います。）

- 北海道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金の支給決定を受けたこと及びその支給額が分かる書類の写し
- 振込先の通帳の写し（⑤振込先の記載事項を確認できるページ）

次の事項全てに相違ないことを誓います。（□に✓を御記入願います。）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本申請日時時点で江差町内で事業を営んでおり、支援金の受給後も引き続き1年以上、当該事業を継続することを確約する。</li> <li>・ 法令又は要綱に違反したとき又は虚偽その他の不正が判明した場合は、支援金を返還することに同意する。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【江差町処理欄 ※記入不要】

処理年月日	給付決定 ・ 不承認	給付決定額	審査		不承認理由	確認日時・内容
令和 年 月 日		5万円 3万円				/ : ㊟ □ 入力

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

江差町長 照井 誉之介

江差町事業活動継続緊急支援金給付決定通知書

令和 年 月 日に申請のあった江差町事業活動継続緊急支援金について、次のとおり給付決定しましたので、江差町事業活動継続緊急支援金給付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 給付決定額 円
- 2 支払予定日 令和 年 月 日
- 3 支払方法 申請書に記載の指定口座への振込

（産業振興課 商工係）

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

江差町長 照井 誉之介

江差町事業活動継続緊急支援金給付不承認決定通知書

令和 年 月 日に申請のあった江差町事業活動継続緊急支援金について、次のとおり給付不承認の決定をいたしましたので、江差町事業活動継続緊急支援金給付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

不承認の理由

（産業振興課 商工係）